【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名:佐 竹 修 吉 学 位 の 種 類:博士 (国際関係学) 学位授与年月日:2011年3月31日

学位論文の題名:

外国為替および外国貿易管理法」をめ ぐる政策決定過程—外貨予算制度と貿 易自由化を中心に—

審 査 委 員:高橋 伸彰(主査)

奥田 宏司 水野 和夫 (内閣府大臣 官房審議官)

<論文内容の要旨>

佐竹修吉氏の課程博士学位請求論文「『外国為 替および外国貿易管理法』をめぐる政策決定過 程-外貨予算制度と貿易自由化を中心に-|は、 戦後日本における対外経済取引の基本法とされ た「外国為替および外国貿易管理法|(以下、管 理法と略す)を取り上げ、復興期から貿易自由化 に至るまでの期間を対象に、その委任立法的な特 徴と政策運用の中心的な役割を果たした外国為替 予算制度(以下、外貨予算と略す)に焦点を当て て、①管理法成立に至るまでの GHQ (連合国軍 総司令部) と当時の大蔵省および通産省の間にお ける複雑な関係、②「ポンド過剰・ドル不足」と いう外貨制約下での政策選択をめぐる省庁間の調 整、および③貿易自由化をめぐる「外圧」と自由 化に向けた交渉について、経済政策史的な視点か ら分析を試みたものである。論文作成に際し佐竹 氏は、外務省をはじめとする各省庁に資料の公開 を求め、これまでの研究では使われてこなかった 新しい資料の発掘と解読を通して、当時の政策決 定過程を再現しながら、その政治経済学的な背景 について研究を深めた。こうした佐竹氏の研究姿 勢はチャレンジングであり、新たな論点の摘出に も成功している。本論文の構成および各章の概要 は以下の通りである。

<構成>

序論

- 第1章 1949 年管理法と外為行政 はじめに
 - 1. 成立の背景
 - 1.1 占領下の日本経済
 - 1.2 占領政策の転換
 - 2. 1949 年管理法の成立過程
 - 2.1 外為委の設立
 - 2.2 管理法の成立過程
 - 2.3 外為委の廃止
 - 2.4 管理法の特徴

おわりに

- 第2章 復興期の外貨予算制度 はじめに
 - 1. 外貨予算制度の仕組
 - 1.1 国際的不均衡と日本の外貨不足
 - 1.2 外貨予算制度の枠組
 - 1.3 外貨予算の運用
 - 2 通産省・大蔵省と外貨予算
 - 2.1 通産省の「通商産業政策史|
 - 2.2 大蔵省の「昭和財政史」
 - 2.3 「産業積極主義」と「金融保守主義」
 - 3 外貨予算の策定過程
 - 3.1 1956 年度下期外貨予算
 - 3.2 1957 年度上期外貨予算
 - 3.3 1957 年度下期外貨予算
 - 4 外貨予算と輸出入
 - 4.1 外貨予算と輸入
 - 4.2 外貨割当と輸出
 - 5 外貨予算制度の評価
 - 5.1 産業政策としての外貨予算
 - 5.2 対外収支均衡政策としての外貨予算
 - 5.3 外貨予算と「ポンド過剰・ドル不足」 おわりに
- 第3章 貿易自由化をめぐる政策形成過程 「外国為替及び外国貿易管理法」の改正問題 はじめに
 - 1. 管理法をめぐる変化
 - 1.1 国際経済における復興と自由化

- 1.2 日本経済の復興と輸出
- 2. 管理法の改正問題
 - 2.1 1950 年代の改正についての議論
 - 2.2 専門委と所管省による調整
 - 2.3 1959 年外貨予算の策定
- 3. 貿易自由化計画の決定と実施
 - 3.1 「外圧」の諸相
 - 3.2 国内の貿易自由化をめぐる立場
- 4. 貿易自由化計画の決定と実施
 - 4.1 原綿・原毛の自由化
 - 4.2 貿易自由化計画大綱
 - 4.3 産業構造政策

おわりに

結論

補論 1963 年「対外経済法」 参考文献

<各章の概要>

序論では本研究の背景や目的、および方法が示される。本研究の対象である管理法は GHQ と当時の大蔵省および通産省の間における複雑な利害調整の結果、占領下の 1949 年に「暫定的」法律として成立した。しかし、その後の貿易自由化を契機とした改廃の検討や、内外経済の急激な環境変化を受けた「対外経済法」への移行・改正の動きにもかかわらず、管理法自体は金融自由化の議論が本格化する 1979 年まで存続し、戦後日本経済の対外取引全般を規定し続けた。復興から高度成長にかけて、日本経済の重要な政策課題である海外との取引が「暫定的」な法のもとでどのように管理されたのか、その政治経済的な背景に対する関心が本研究の出発点になったと佐竹氏は述べる。

管理法は貿易と為替の一元的な管理を目的としながら、その所管は GHQ の意図に反して、大蔵省と通産省の権限闘争を反映した「共管体制」で進められることになった。こうした「共管体制」について、真渕勝 (1995) は「対抗しあう二つの官庁間の緊張した関係が、産業政策の質を向上させるのに役立ち、政策エラーの確率を低下させた」

(「日本の産業融資――金融官庁の産業政策と産業官庁の金融政策」『レヴァイアサン』1995 年春号)と評価する。だが、政策権限をめぐって対立する大蔵省と通産省は、日本の官僚機構の秩序(既得権益)を維持するという点では、むしろ積極的に「共闘」して GHQ の指令(ダイレクティブ)に抵抗した。このような両省の対立と連携が管理法の委任立法的な特徴に強い影響を与えたことを、当時の関係者の証言や史料を掘り起こし、管理法の成立・交渉過程を歴史的に辿ることによって明らかにしたのが第1章である。

第1章の冒頭で佐竹氏は、「戦後の日本経済は 貿易取引を拡大させながら復興と成長を遂げた一 方で、資本移動を制限することで、国内金融制度 を維持し外国資本から国内経済を保護してきた」 と述べ、こうした日本経済の対外的な特徴を政策 的に支えるうえで、管理法がどのように機能し、 管理されてきたかを明らかにすることが重要だと 言う。本論で詳述されるように管理法は、GHQ、 大蔵省、通産省、および外為委(外国為替管理委 員会)など多様なアクター間の複雑な利害調整に よる妥協的な「産物」として誕生した。その中で も GHQ の指令で設置された外為委の設立から廃 止までの顛末に注目することは、管理法の特徴を 浮き彫りにするうえで必要かつ重要だと佐竹氏は 指摘する。

外為委の設置を命じた GHQ の覚書 (1949 年 2 月 2 日付け『外国為替管理に関する件』)によると、外為委は「復興に不可欠な貿易計画および投資計画の増進に資するように企画され、かつ国際通貨基金の加盟国が実施している外国為替管理の一般的特徴に合致する外国為替および貿易の総合的管理を確立するに必要な措置を速やかにとる」ための機構であり、「現存する日本政府の各省庁から独立してこれを設置する」とされていた。また、委員は「優秀で効率的かつ不偏不党な任務を遂行するに足るように、任期を定めてこれを任命し、かつこれに報酬を与えるべきである」とし、その役割としては、管理手続きの調整および規制、政

府関係機関の職務上の責任分担、為替取引に基づ く海外または国内の政府資金の行政的管理、事務 手続きならびに統一的決済の確立と承認の基準、 外国為替政策に関する立案・勧告などが挙げられ ていた。つまり、外為委は、外為管理事務を掌握 し、政党色に染まらず、また官僚行政の幣に煩わ されず、外為行政を「コオディネート」する行政 機関として想定されていた。こうした経緯によっ て1949年3月16日に外国為替管理委員会令が公 布・施行され、外為委は総理府の外局として発足 し、委員長には元横浜正金銀行総務部長兼調査部 長で、大蔵省終戦連絡部長を務めた木内信胤が就 任したのである。

しかし、為替管理を一元的に管理・調整する新しい機構の設立には、本論で示された木内委員長の証言にもあるように、外国為替を管轄する大蔵省だけではなく、貿易を管轄する通産省(当時はまだ商工省だったが、本報告では通産省で統一する)も「管理委員会というようなものをつくることに反対した」。その一方、大蔵省と通産省の間には激しい権限争いがあり、大蔵省は外為委が成立する以前の1948年10月3日の時点で、為替管理は「外貨保全の見地から一元的な所管のもとに行われることが望まし」く、これは「通貨安定の問題と直接の関係をもつ点から大蔵省に属する」という意見を総司令部に提出していた。また、通産省にとっても外為管理の「調整」権限は通商政策上の死活問題だったことは言うまでもない。

GHQの意図に基づき設置された外為委は、当初、管理法体系の整備に向け、為替管理権限を外為委と大蔵省、通産省の主管に応じて分け、総合調整は外為委が行い、為替管理は外為銀行が行い、輸出入はできる限り自由とする、という簡明な管理体系を構想していた。しかし、外貨資金の管理、為替取引の範囲、為替政策の立案・調整などをめぐり「権限争いが生じ」たことから、法案作成は難航を極めた。最終的にGHQが強力な指導力を発揮し法制化までは漕ぎ着けたが、具体的な部分については関係者の間で調整がつかなかったことから、原則禁止的な管理法を政府(実体は大蔵省、

通産省)が政令や省令および通達によって徐々に 緩和していく委任立法形式を採用することになっ た。

管理法と同時に「外国為替管理委員会設置法」 も公布され、外為委は法律に基づく委員会として 正式に設置されることになった。しかし、一方で 外為委は制度的に GHQ の後ろ盾を失うことにな る。これを機会に政府内からは外為委廃止論が台 頭しはじめ、サンフランシスコ講和条約が発効し GHQ の占領が終了する時期に合わせて「大蔵省 機構改革案」が閣議決定され、外為委は 1952 年 8月1日に廃止、大蔵省の内局として為替局が新 設されることになったのである。

GHQ は日本の経済復興と国際経済への参入を めざす目的で、外国為替をどのよう管理にするか の重要なデザインを外為委に任せた。だが、外為 委には行政的な権限が殆どなく、大蔵省や通産省 といった既存の官僚機構 (行政) による権限闘争 と、既存の秩序温存をめざす「共闘」のなかで、 占領軍の撤収とともに外為委は廃止されるに至っ た。この結果、戦後日本の外為行政は、大蔵省が 外貨資金および外国為替資金特別会計を管理し、 貿易を除く外国為替予算の作成と外国為替銀行の 認可などの事務を担う一方、通産省は貿易とそれ に伴う為替管理や、貿易に関する外国為替予算の 作成を担うこととなった。管理法は成立時の第2 条において 「法と命令の再検討 | を謳っていたが、 結果的には1979年まで約30年にわたり廃止も、 抜本的な改正も行なわれなかった。なぜ、暫定法 として成立した管理法が30年も長らえることが できたのか。その疑問を解く鍵が委任立法による 管理法の弾力的な運用にあり、その運用の中心的 な役割を果たしたのが外国為替予算制度(以下、 外貨予算と略す)だったと佐竹氏は主張する。

第2章では、上記の外貨予算が日本経済の復興 と高度成長の入り口において果たした役割につい て論じられる。対外的な収支の均衡を図りながら 生産や所得の回復(拡大)を目指すことが、敗戦 後の日本経済にとっては喫緊の課題だった。しか

も、当時外貨として通用していたドルとポンドの 間には交換性がなく、貿易構造的に「ポンド過剰・ ドル不足 | に陥っていた日本経済にとっては、マ クロ的な国際収支の均衡よりも、通貨別の収支均 衡のほうが重要な政策課題であり、その中心的な 役割を果たしたのが既述した輸入先や輸入品目別 に外貨を割り当てる外貨予算だった。ただ、外貨 予算を共管する大蔵省と通産省の間には、予算案 の決定をめぐって対立が見られたと佐竹氏は指摘 する。それは、可能なかぎり輸出の範囲内に輸入 を抑えてマクロ的な国際収支の均衡(できれば黒 字予算によって外貨準備の蓄積) を図ろうとする 大蔵省と、産業構造の高度(重工業)化によって 輸出競争力を高め動学的な観点から国際収支の拡 大均衡を図ろうとする通産省との間の政策的な対 立でもあったと言う。

佐竹氏は外貨予算制度とその運用を本論で議論 するに際し、当時の国際経済の状況について概観 したうえで、対外収支の不均衡は世界的なもので あり、IMF・GATT 体制の「自由・無差別・多角 的しな貿易および決済のシステムを構築するとい う理想にもかかわらず、多角的決済制度は実現さ れず、協定による対外差別的な貿易・決済が健在 だったと述べる。また、日本の「ポンド過剰・ド ル不足」の実態についても、通貨別、地域別、品 目別の貿易収支の推移を図表で示し統計的な検証 が行なわれているほか、外貨予算がどのように決 定・運用されていたのかに関しても『通商産業政 策史』や『昭和財政史』などの史料を詳細に参照 しながら解明を試みている。ただ、言うまでもな く各省の正史においては、通産省が外貨予算を産 業政策の手段として有効に機能したと評価する一 方、大蔵省は対外収支の均衡手段として重要な役 割を果たしたと言う。

両省の政策評価をめぐって、佐竹氏は通産官僚であった天谷直弘(1955)の「金融的保守主義」批判と「産業的積極主義」擁護の議論や、「ボンド過剰・ドル不足」が外貨危機となって顕在化した1956年下期から1957年上期における外貨予算編成の事例を取り上げ、「実質的には通産省に予

算内容の決定権があり、外貨予算制度は通産省の 重要な政策手段として運用された | と述べる。こ の点について公開審査で奥田宏司教授からコメン トと質問が行なわれたが (内容については後述)、 佐竹氏は本論において小野――郎の先駆的な業績 (「ポンド過剰とドル不足――我国国際収支の一考 察」京都大学経済学会『経済論叢』第70巻第5 号 1952) を紹介しながら、「ポンド過剰・ドル不 足」の問題は、貿易構造の問題として現れている が、「それは『我国生産構造=産業構造の特質に よって規定された』のであり、産業の『不均等発展』 は『原料の対米依存の強化をもたらし』たドル不 足として現れる一方、ポンド過剰は『アジア市場 を輸出の枢軸とすること』によって生じている。 こうした貿易構造は『日本資本主義の構造的な後 れと特質を示』しているのである」と述べ、大蔵 省対通産省という構図だけではなく、「日本の産 業構造に規定されたドル不足 | を「ドル地域への 輸出を優先して」解消しようとする意図が、産業 政策の手段として当時の外貨予算に反映されてい たと指摘している点は、ここで付言しておきたい。

第3章では、当初の立法目的を実質的に達成した管理法が、1979年に至るまで抜本的な改廃が行なわれなかった時代背景と内外の政治・経済状況について議論が行なわれる。1950年代後半に入り大蔵省と通産省を中心に、管理法を「対外経済法」へと全面的に改正する調整が進められたが、一方で政府は「自由化基本方針」を1960年1月に発表し、同年6月には「貿易・為替自由化大綱」を決定した。その後、日本の対外取引をめぐる議論は貿易の自由化に集中し、1964年4月に日本がIMF8条国へ移行した以降は、管理法に替わる対外経済法の策定に向けた議論は急速に退潮した

60年代の貿易自由化に先立ち通産・大蔵省を中心に行なわれた管理法の改廃をめぐる議論は従来の研究ではほとんど注目されてこなかったが、この過程における議論が戦後日本の対外経済政策における大きな転換点だったと佐竹氏は指摘

する。金森久雄(1972)は、戦後日本の貿易政策について、「保護政策の成功は、保護ばかりでなく、それを速やかに撤廃したことにもよっている」(『日本経済の新次元』日本経済新聞社)と述べ、貿易政策の特徴についても「保護主義的であるという批判が強いが、むしろ保護が既得権益化しなかったことのほうが特徴的だと思われる。日本は保護と自由化をうまく使いわけることによって、六〇年代の成長に成功したといえるだろう」(同上)と述べている。

制度的な法改正あるいは新法成立の過程を経ず に、日本の対外経済政策が転換されたのは「外圧 | があったからだというのが従来の見方 (通説) で ある。佐竹氏も「外圧」の重要性は認めながら、「し かし、『外圧』だけで説明しきれるものでもなく、 そうした『外圧』の捉えられ方や、決定過程での 役割や意義、その他の要因との関係についても改 めて検討する必要がある。復興から高度成長へと 日本経済が発展を続けるなかで、国際競争力をど のように醸成していくのか、国際経済へどのよう に参加するのか、といった日本経済のあり方をめ ぐる重要な議論が交わされていた。そこには『外 圧」で説明できるような経緯は少なからずあった としても、『外圧』をそのまま聞き入れたという ようなことはなかった」と述べ、当時の自由化を めぐる交渉過程の情報を、外務省をはじめ各省に 公開請求し、これまでの研究では使われなかった 新しい資料の発掘と解読を通して、大蔵省および 通産省の官僚が「外圧」に押されるだけではなく、 逆に「外圧」を利用しながら、自由化を受け入れ、 自由化に対応していく経緯を本論で詳細に摘出す る。例えば、通産省が外貨予算という産業政策の 手段を、IMF8条国化に伴う管理法の部分改定に よって手放したのも、「外圧」に強いられたとい うよりは、「自由化対策」という名の新たな政策 手段を獲得する見返りがあったからだと佐竹氏は 説く。

田中明彦 (1989) が指摘するように「外圧とは、 ある問題に関して国内に(顕在的にせよ潜在的に せよ)主要な対立のあるとき、その問題に加えら れる外からの影響力行使の企てである」(「日本外交と国内政治の連関 – 外圧の政治学」『国際問題』 国際問題研究所)とするなら、影響力を行使する「外」とは海外だけではないはずだ。大蔵省や通産省の官僚にとっては国内の政治家も「外」の存在であり、その意味で1960年初頭に「貿易自由化計画大綱」が閣議決定され、それを契機に急速な貿易自由化が進められる過程で、当時の通産大臣(後の総理大臣)池田勇人が発揮したリーダーシップは、自由化に抵抗する通産官僚への「外圧」として重要な役割を果たしたと佐竹氏は述べる。

本論文の主要な結論は次の通りである。第1に、 大蔵省と通産省が官僚機構の秩序(既得権益)を 維持する点で「共闘」し、GHQが目指した外為 委による一元的な所管に抵抗した結果、管理法は 両省の「共管」となり、法の体系も委任立法的に なったこと。第2に、管理法の運用において中心 的な役割を果たした外貨予算は、「ポンド過剰・ ドル不足」という外貨制約の下で、通貨別の収支 均衡と産業構造の高度化という大蔵省と通産省の 政策目的を両立させることに貢献したこと。第3 に、管理法の改廃を経ずに、日本の対外経済政策 が自由貿易に転換したのは海外からの「外圧」だ けではなく、当時の通産大臣(後の総理大臣)池 田勇人が発揮したリーダーシップという名の官僚 に対するムチと自由化対策という新たな政策権限 のアメであったこと。以上である。

<論文審査の結果の要旨>

佐竹修吉氏の課程博士学位請求論文「『外国為替および外国貿易管理法』をめぐる政策決定過程-外貨予算制度と貿易自由化を中心に-」について、公開審査会を含む審査過程で明らかになった特徴点および独創性は以下の通りである。

<論文の特徴および独創性>

(1) 本論文は経済政策史という、経済政策の決 定過程を歴史的な視点から研究するという新しい 学問分野において、先行研究例の少ない外為法の 成立と運用に焦点を当て分析を試みた点に特徴が ある。

- (2) 歴史的な分析を試みる以上、これまでの研究では利用されてこなかった新しい史料の発掘や、これまで参照されてきた史料の新しい解釈が求められるが、佐竹氏はこうした作業を、埃に埋もれた書庫に通って探し出すだけではなく、外務省をはじめとする各省庁に史料の公開を請求することによって掘り出すことに成功しており、本論文の特徴として高く評価できる。
- (3) 発掘した史料を用いた研究では、政策権限をめぐって平時には対立を繰り返している日本の官僚が、共通の利害に対しては「共闘」して抵抗することを、大蔵省と通産省が管理法の一元的な所管と運用を目指すGHQに抵抗した事例を取り上げ、抵抗の様子を当時の外為委の委員長の証言などを基にして再現し、検証を試みている点には独創性が認められる。
- (4) 管理法の運用に際し、本来であれば対立する大蔵省の収支均衡政策と通産省の産業構造政策が、「ポンド過剰・ドル不足」という外貨制約の下で、通産省側に有利に働いたことを指摘した点は独創的だが、その背景説明や分析の仕方には問題があったと言える(後述する奥田教授のコメントを参照)。
- (5)成立時から暫定的と謳われていた管理法が、30年間にわたり抜本的な改廃が行なわれないまま、日本経済と国際経済の環境変化に対して柔軟に対応してきた背景には、政・省令や通達などの行政指導に政策の運用を委任する管理法の委任立法的な性格に遠因があったことを浮き彫りにした点は独創的である。
- (6) 60 年代に進められた貿易自由化と外圧の 関係について、従来の「外圧」論の枠に止まるこ となく、官僚にとっての「外圧」を有力な政治家(本 論では池田勇人)のリーダーシップにまで拡張し て解釈しようとした点は斬新的な分析として評価 できる。

<公開審査における質疑応答>

くお所番虫に幼りる

274 (580)

今回の論文の内容と以上の特徴および独創性を めぐり、まず学外審査員の水野和夫内閣官房審議 官から以下の3点の指摘があった。

第1に、佐竹氏が研究対象とした60年代の官 僚を中心とする政策決定のあり方は、現場の実感 として現在も基本的に変わりないように思う。実 際、各省庁の間では特定の政策をめぐってどちら が権限を取るかという争いは現在も行なわれてお り、委任立法という手法も健在である。ただ、政 策決定において替成派も反対派も「外圧」を利 用するという手段は、60年代の貿易自由化だけ ではなく、80年代の金融自由化、またその後の BIS 規制の導入をめぐっても同じように繰り返さ れてきたのではないか。問題は「外圧」を利用す れば60年代の貿易自由化のように政策転換が成 功するとはかぎらず、金融自由化の場合は失敗し たように思う。その意味で、「外圧」を利用した 60年代の成功体験は「特殊」であり、その後の 政策決定においても「外圧」が頻繁に利用され続 けたことは、長期的に見ると60年代の成功体験 がその後における失政の原因になっていると言え ないだろうか。

第2に、本論の中で「ポンド過剰・ドル不足」を招いた日本の貿易構造について、日本資本主義の構造的な特徴の現れではないかという記述があるが、「ドル不足」についてはドイツも悩まされていたのでないか。その意味で、この問題は日本資本主義の特徴なのか、それとも敗戦国(あるいは資本主義の発展が遅れた国)に共通する特徴なのか。

第3に、産業政策をめぐって佐竹氏は外圧を利用して産業の競争力を強化した点で60年代の産業政策を大蔵省が志向したマクロ的な均衡政策よりも高く評価しているが、その産業政策が70年代以降の貿易摩擦や90年代に入ってからの日米構造協議などの問題を引き起こしたことを考えると、トータルとしての産業政策についてはどのように評価すればよいのか。

水野審議官の指摘に対して佐竹氏からは、第1 の指摘はその通りであり、佐竹氏自身、80年代 の日米ドル委員会をはじめとして、外圧による失 政の原因を探ることから研究をはじめた、今回の 学位請求論文では「外圧 | を評価する結論になっ ているが、それが戦後の日本経済における政策に 一貫して通用するとは必ずしも考えていない、ま た、第2の指摘については日本とドイツは敗戦と いう共通の経験をしたが、敗戦後の両国を取り巻 く環境は大きく異なっており、ドイツの場合は同 じような経済発展段階にある周辺の西欧諸国と、 ドルを節約するような貿易協定を締結することが 可能だった、これに対して日本の場合はドイツの ような外貨対策を採用できなかった、しかし、そ れ以上に日本の産業構造は軽工業中心でありドル 圏への輸出を増やして、ドル不足を解消するため には産業構造の高度化 (重工業化) を図る必要が あった、そうした産業構造の遅れを日本資本主義 の特徴と本論では表現した、さらに第3の指摘に 関しては、経済学の世界では産業政策の効果に関 して否定的な見方が多く、今回の論文で取り上げ た外貨予算の運用に関しては有効に機能したと判 断するが、産業政策一般に関する評価は今後の研 究課題にしていきたいという回答があった。

次に、学内審査委員の奥田宏司教授からは予備 審査段階での指摘も踏まえて以下のコメントと質 問があった。

第1に、ドルとポンドの間に交換性がない時期の国際収支表における貿易収支は名目的なものであり、実際に存在するのは、各通貨での輸出額と輸入額である。ポンド建貿易収支等をドルに換算して日本全体の貿易収支として示し、分析することは理論的にも、実証的にも意味がないのである。本論文では、このことへの言及がまず、必要であったと思われる。副査(奥田教授)は予備審査の段階からこの点を指摘してきた経緯があり、一定の改善は見られるが、なお不十分でもっと明確に打出すべきであったろう。

第2に、第1のコメントとも関連するが、「ドル不足、ポンド過剰」は、日本経済が1930年代から進行していた重化学工業化が、まだ、完成し

ていない 1950 年代の産業構造が生みだしたものであろう。その産業構造が貿易構造をかたち作り、当時の産業構造を前提にすれば軽工業品をポンド圏に輸出せざるを得ない状況にあった。そうした経済環境下における政策選択の問題を大蔵省対通産省の権限争いという構図の中で議論するのは問題の本質から外れており、外貨予算制度の政策的な理解に関しても誤解を与える恐れがある。

産業構造によって必然化されたドル不足が面前にあり、政策当事者にとってはその解決のために外貨予算制度が必要となり、結果的に同制度は「産業政策」になっていったのである。したがって交換性がなく「名目的な貿易収支」しか存在しないもとで、マクロ的な国際収支の均衡は政策的に問題となりえず、「外貨予算制度」を通じてドル圏に対する輸出を増やしドル不足をなくすことが政策となったのである。ポンドの交換性が回復されていない時期における省庁間の政策論争を、「マクロ均衡政策」か、「産業政策」かという視点で論じることは意味があるだろうか。

第3に、関係省庁への情報公開請求も含め多くの資料を渉猟して、間接情報ではなく一次情報にアクセスして歴史的な経緯を丹念に調査し、取りまとめた点は今回の論文でもっとも評価できる点である。このような豊富な1次資料を用いて、外為管理法を分析した論文はこれまでにないものである。高く評価したい。

ただ、そのうえで今回の論文のテーマとも重なっている伊藤正直の『戦後日本の対外金融 - 360円レートの成立と終焉 - 』(名古屋大学出版会、2009 年)のあとがきで伊藤が触れている点について佐竹氏の意見を聞きたい(なお、本書は今回の論文の参考文献には挙げられていない)。伊藤は一次資料を多く駆使したが、新たに発見できた論点は少なかったという趣旨を記されている。この伊藤氏の発言に関わって、佐竹氏は今回の論文で、豊富な1次資料を用いることによって新たなか。とのように考えられているだろうか。

奥田教授からのコメント・質問に対して、佐竹

立命館国際研究 24-2. October 2011

氏からは予備審査の段階で指摘を受けた点については、可能なかぎり今回、提出した論文の中で改善するように努めたが、なお不十分な点が残っていることは否めず、公開審査で指摘された点については改めて研究を深め、理解と改善を図りたい、また、一次資料にアクセスすることの学問的な意味と意義に関する伊藤氏の言葉は重く受けとめ、同氏の著作についても今後の研究の参考としていきたい、ただ、それでも一次資料にアクセスする意味はあり、その成果を政治経済学の分析としてどのように活かしていくかを引き続き考えていきたい、との回答があった。

<論文審査結果の要旨>

審査委員会は、3名による審査に加え2011年7月22日(金)10時40分より12時10分まで、恒心館第723号教室において公開審査会を実施し、本人からの報告を基に上記の通り忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会の質疑

応答を通じて、なお発展させるべき論点は残されているものの、審査会で指摘された諸点はいずれも今後の研究過程で十分に克服できると認められることから、佐竹修吉氏が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。その結果を踏まえ審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していること、また、本研究に必要とされる英語の文献が適切に参照されていることから語学能力も十分に有していることを確認した。以上の諸点を総合し、本論文提出者に対して「博士(国際関係学立命館大学)」の学位を授与することを適当と判断する。